

朝霞都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路中 3・2・10 号志木和光線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等の交差 の構造	
幹線街路	3・2・10	志木 和光線	朝霞市 大字宮戸 字北井房	朝霞市 大字台 字四反田	朝霞市大 字上内間 木字内川 端	約 3,420m		4 車線	36.0m		
	構造形式の内訳		朝霞市 大字上内 間木字川 袋	朝霞市 大字浜崎 字新河岸 川通		約 440m	嵩上式		34.75 ～55.2 m	JR 武蔵野線と 立体交差	
			朝霞市 大字下内 間木字西 屋敷	朝霞市 大字根岸 字下手町		約 480m	嵩上式		41.9m		
						約 2,500m	地表式		34.75 ～57.5 m	幹線街路と 平面交差 1 ヶ所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本路線の沿道では、新たに土地区画整理事業による土地利用が予定されており、併せて周辺の道路整備計画にも変更が生じています。

これに伴い、本路線と周辺市道との接統計画にも変更が必要となったことから、不要となった当初の市道取り付け位置において隅切りを削除するため、一部区域の変更を行うものです。